

令和5年8月23日

島根労働局長
宮口 真二 殿

松江市乃木福富町369
電機連合山陰地方協議会
島根地域協議会
議長 西尾 和孝

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

島根県において発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者

6,868名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申し出の理由

申し出産業においては、同種の基幹的労働者について、次のとおり産業別最低賃金の改正決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めらるものである。

(1) 県下の島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の企業規模間に賃金格差が存在しており、事業の公正競争を確保するため、当該産業別最低賃金の改正が必要である。

(2) 当該産業は県内の主要産業であり雇用者が多いことから、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。そして当該産業に従事する組織労働者の賃金交渉が今春に行われ、4月以降金額改定されたこと。

また、地域最低賃金が慣例として毎年金額改定されている実情から、当該産業別最低賃金の改正を行うことが、事業の公正競争確保の上から必要であること。

(3) 県内における当該産業に従事する労働者は多く、今回も「公正競争ケース」での申し出を行う。

4. 添付書類

①労働協約の写、②賃金の最低額に関する労使協定の写、③機関決定の写、④従業員組織の決議書の写、⑤申し出代表者に対する委任状、⑥それぞれの合意の効力の及ぶ労働者または、使用者の範囲とその数及び、当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面



島根県における島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲

1. 島根県における島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

事業所数 62
労働者数 6,997

2. 合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲とその数(下記イ・ロ・ハの合計 6,868名)

イ. 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			263人
2			247人
3			81人
	3 事業所	3 労働組合	591人

ロ. 労働組合により最低賃金を改正することが必要であるとの

機関決定が行われた労働組合の構成員数の内訳

1		351人
	1 労働組合	351人

ハ. 企業における親睦会・従業員組織において、

当該改正の申し出について合意する旨の決定が行われた労働者数の内訳

	事業所名	従業員組織の名称	決定の効力の及ぶ労働者
1			5,305人
2			621人
	2 事業所	2 組織	5,926人

令和5年度島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金改正申出にあたっての疎明資料

島根県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業においては、毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査で規模間格差が明確になっています。

また、本年春、組織労働者には賃金引上げが行われています。本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本産業別最低賃金を改正する必要があります。

つきましては、次のとおり資料を提示します。

記

1. 2023春季生活闘争結果

連合島根加盟の新産業別最低賃金に該当する産業の労働者の、2023春季生活闘争における賃上げ結果

(1) 業種別・規模別

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
6,800円 (2.85%)	7,000円 (-)	-円 (-)	6,700円 (2.85%)

(2) 連合島根加盟組合全体

規 模 計	1～99人	100～299人	300人以上
6,119円 (2.45%)	5,454円 (2.13%)	6,526円 (2.38%)	6,608円 (2.67%)